

都城市公告第 288 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を更新したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 12 月 26 日

都城市長 池田 宜永



記

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を更新した地区
別紙のとおり
- 2 縦覧場所
都城市役所 農政部 農政課

別紙

1. 五十市地区
2. 横市地区
3. 姫城地区
4. 祝吉地区
5. 沖水地区
6. 志和池東部地区
7. 志和池西部地区
8. 梅北地区
9. 安久地区
10. 庄内東部地区
11. 庄内西部地区
12. 西岳東部地区
13. 西岳西部地区
14. 西岳北部地区
15. 山之口北部地区
16. 山之口中部地区
17. 山之口南部地区
18. 高城北部地区
19. 石山地区
20. 穂満坊地区
21. 大井手地区
22. 桜木地区
23. 中霧島地区
24. 木之川内地区
25. 北山田地区
26. 南山田地区
27. 前田地区
28. 大牟田地区
29. 東霧島地区
30. 縄瀬地区
31. 江平地区
32. 笛水地区